

「近世石清水八幡宮の所司発給文書にみる神人身分 ―六位禰宜森本家旧蔵文書を中心に―」

竹 中 友里代

はじめに

石清水八幡宮の六位禰宜を代々勤める森本家の古文書が昭和五十年頃に市場に流れ、神道研究者である嵯峨井建氏が入手された文書群を借用し整理した。目録・翻刻文等で史料紹介するとともに近世の石清水八幡宮に仕える神職神人宛に発給された文書から、神官及び神職神人の職務と身分、さらに石清水八幡宮寺の所司組織について考察したものである。

この森本家旧蔵文書は、木箱（外形の寸法、四四・三×二九・二×八・七cm）に五十二点の古文書が収納されており、箱の側面には、「石清水八幡宮社士森本家旧蔵□（推＋言、誓カ）詞 補任書 箱入」と記す貼紙がある。文書が箱内に無理に収納されており、旧蔵とあることから森本家伝来の箱ではなく、流出後に納め直して貼紙を付されたようである。貼紙は劣化が著しく、流出後の経年がうかがえる。森本家旧蔵文書には、ほかに明治期に当時の当主が整理し、大正五年頃東大史料編纂所に資料提供した同家の日記や記録類^①がある。本報告では石清水八幡宮が日記の現所有者・柏原八幡神社千種正裕氏の承諾を

得て写真撮影した日記の画像を合わせて利用した。

一、森本家の由緒と歴代の事績

二十五代森本信富（一八五九―一九三八）がまとめた、森本家歴代の記録^②から、家の由緒と事績を追っていこう。森本家は、武内宿祢命十七代の後胤である息長真人から数えて十三代の苗裔であり、行教が宇佐から八幡神を勧請する際に神輿に供奉したという。初代公忠は、延久二年（一〇七〇）、後三条天皇が初めて放生会を勅会とした際に、男山山麓の山路郷の東に居宅を構えた。宅地の四境は樹木森々としてこの郷里の名を森町とし、森町の祖ゆえに、以来森本を名乗った。系図より初代から十五代の信義までの名は次の通りである。

公忠―公清―公國―貫公―公知―貞國―信秋―貞政―

信友―正貞―貞信―信安―信榮―貞豊―信義

第十六代の基康は、天正十七年（一五八九）十二月二十七日、豊臣

秀吉の朱印状により、八幡六位座として八幡橋本庄内に五石五斗を給された。慶長五年（一六〇〇）には家康領知朱印状により、五石九斗八升を宛がわれたという。寛文五年（一六六五）八月十五日付徳川家綱領知朱印状から、六位安居本頭人知行分は、森元与次郎四拾八石七斗六升と森元源左衛門五石九斗余、兩人分を合わせて五拾四石六斗余である。⁽³⁾当家は源左衛門宛の朱印状を所持する六位禰宜であった。基康からの歴代名は次の通りである。

基康―信久―信兼―信重―信秀―増信―信良

―信恵―邑信―信徳―信富

信久・源左衛門尉は、慶長三年（一五九八）十二月二十七日に六位職に補任をされ、元和三年・寛永十三年に徳川秀忠・徳川家光の領知朱印状を受ける。

信兼は、幼名を助九郎と称し、後に源左衛門尉と改め、寛永八年（一六三一）補任後、寛文五年（一六六五）先例の如く徳川家綱の領知朱印状を頂戴した。安居神事祭主や関東へ年頭御礼参府などを勤め、元禄二年（一六八九）に没した。

信重は、信兼の孫で二男信房の子、利之助、右京、武兵衛尉、主膳と称した。天和三年（一六八三）補任、貞享二年（一六八五）徳川綱吉の朱印状を受ける。社士頭役や安居神事頭役を勤め、元禄四年本宮修復正遷宮に奉仕したという。元文元年（一七三六）十一月に没した。信秀は、信重の男、左京と称し、小禰宜奥村氏を室とする。宝永六年

（一七〇九）補任、享保三年（一七一八）徳川吉宗より朱印状を賜う。正徳四年（一七一四）起請文により、柏村潮翁より神道伝授を請けている。⁽⁴⁾没年は享保十五年（一七三〇）十一月二十六日。

増信は、享保四年（一七一九）、信秀の五男に生まれる。右門・右膳と称し、享保十八年（一七三三）補任、延享二年（一七四五）本殿修復に奉仕したという。宝暦元年（一七五一）二月十七日三十三歳で病没。

信良は、延享四年（一七四七）増信の三男に生まれる。式部・中務・興雲と号す。宝暦十年八月十四歳にして六位禰宜に補任され、はじめて放生大会に奉仕し、宝暦十二年（一七六二）徳川家治の朱印状を旧例により安堵、安永七年（一七七八）本宮修復正遷宮に奉仕した。安永八年に番賀の廟所を御馬所の金剛寺に改めた。信良は、和漢の学を修め、雅楽を修し筆築を嗜む。寛政四年（一七九二）に四十六歳にて病没す。

信恵は、安永三年（一七七四）八月信良の長男として生まれ、幼名を鶴千代丸という。中務・斗南と号し、はじめ信恵と称したが、後に信魚と改める。天明八年（一七八八）八月補任をうけ、放生大会に奉仕し、寛政十一年（一七九九）安居頭役祭主となり、翌年祈禱札を幕府に捧げるため年頭御礼に参府する。文化元年（一八〇四）・文化九年の本宮修復正遷宮に奉仕し、文化十年臨時祭再興に際し、職掌として奉仕する。文化十一年三女千賀が生まれ、天保五年（一八三四）宇和島城主伊達宗紀の側室となり、名を綾辻、後に幾島と改め、七代藩主伊達宗徳を生む。信恵（魚）は、漢籍に通じ、信恵が作成した祝詞

が文書群中に残る。文政十四年田中家にて中風を発し五十四歳にして没す。金剛寺に葬る。

邑信は、文化元年信恵の二男として生まれ、甲子次郎・栖また政信と称し、文化十四年（一八一七）二月に十四歳にして新賀頭役差定により六位禰宜に補任される。神原市左衛門政徳に実子無く、母が市左衛門の実姉であったことから、文政六年（一八二三）七月十九日をもって森元中務の子邑信が神原家へ養子として入家相続し、名を政民と改めた。⁵⁾

信徳は、邑信の弟で、文化十三年に生まれ、正三郎・内蔵助・若狭とも称す。邑信の跡を継ぎ文政十一年六位職の家督を相続する。これまで家名を森元と記していたが、信徳の代から森本に改めている。信徳は、嘉永三年（一八五〇）郷当役に選ばれ、郷役所正明寺において神領門前町の自治にあたる。嘉永六年に安居頭役祭主を勤め、安政四年安居頭役にあたっていた山田氏が祭礼の直前十一月三十日に死去したため、急遽差し繰りして安居頭役を勤仕した。信徳は、幕末にかけて様々な石清水の諸問題に取り組み、維新後多くの神人が神勤を解かれ、職務から退いたのに対して、家職としての神前祭祀やこれまでの神道研究を活かして男山八幡宮の主典として出仕し、近代における八幡宮の神事再編に尽力した。神仏分離の激動期を生き抜き、明治十六年（一八八三）六月六十八歳で病没した。

二、森本家旧蔵文書の特徴と概要

本文書群を整理するにあたって、補任状・祝詞などの内容により分類し、分類の中で年代順に配列して個別の番号を付与し目録採取した。古文書の表題は、近世文書目録作成の原則に則り、原題をとるが、原題が記載されないか或は、原題のままでは内容が不明なものは、適宜「」で文書名を付した。目録で採用する文字は、常用漢字に統一した。本文中に（号文書）としたものは、目録の文書番号である。

神職身分と安居本頭神人を差定によって補任する文書、それに伴う齋服免許状や宮寺政所下文など、石清水からの文書が合わせて十六点、神祇伯門弟小河尚敬からの神道伝授書が五点、祝詞二十一点、森町薬蘭院造作絵図や包紙等その他の文書が合わせて十点、総点数は五十二点である。

森本家の文書のなかで年紀の最も古いものは、明和九年（一七七二）「鳴弦之口決」であり、天明七年（一七八七）までの年紀の明らかかな森本信良の時代の文書は十点、年紀はないが信良が作成等にかかわった文書が三点、合わせて十三点が数えられる。宝暦六年（一七五六）・明和二年（一七六五）・明和八年（一七七二）の三度にわたって木津川上奈良堤・淀川北堤等が決壊し床上二尺七寸から三尺にまで浸水し家財の多くが流失したという。信良以前が伝来しないのはこのためであらうか。

安永六年（一七七七）正月から六月にかけて、森本日記⁶⁾には、森町薬蘭寺の普請記事が散見される。上棟式は、三月十二日で、大工棟

梁半兵衛はじめ鉄之介・山路与兵衛・平谷伊兵衛に、日雇い棟梁は吉右衛門・平兵衛等地元職人の名が記され、普請の各工程での諸々の材料調達や経費の勘定等を記録している。「森寺薬園寺造作絵図」(47号文書)には、安永六年六月成就とあり、30号文書の「山材祭祀詞」は、森寺齋館修理するために山々の木材を取り集めるもので、この普請に関係する文書であろう。

「鳴弦之口夫」(17号文書)は神祇伯白川資顕王に門人となった小川玄蕃尚敬から、鳴弦の儀を明和九年四月に伝授されたものである。鳴弦の儀とは、弓の弦に矢をつがえずに、かき鳴らして邪気を祓う儀式である。天皇の入浴や皇子の出産時にお湯殿で特に盛大に行われた儀式で、神祇管領長上吉田家に対抗して、白川伯家では宮中祭祀を中心に神事の伝授を行っていた。白川家の門人となった小川玄蕃は、石清水八幡宮の七座組神人の内の綱座五人中で、四十三石余りを給される御綱長職であろう。石清水の神人は、各々白川伯家や吉田家等に個別に入門し、神道伝授などを受けていたとみられる⁷⁾。

信良が作成した祝詞は、23・32・39・40・43号文書の五点である。このうちの32号文書は端裏書に「埴潮霊神年回」とある。埴潮霊神とは、宝暦元年(一七五一)に三十三才で没した信良の父・増信の諡である。祝詞本文には、「今年三十三歳乃春秋於過」とあることから、天明三年(一七八三)増信の三十三回忌に合わせて、父が没した翌年の宝暦二年に亡くなった祖母の霊(功弘霊神)を合わせて祀る祝詞である。

42号文書の草稿が36号文書で、42号文書には、送り仮名・読み仮名

や返り点などが朱書きで注記されている。寛政四年は、武末霊社の百年忌にあたり、祭主である五世孫田中権僧正養清が読み上げる祝詞である。武末霊社とは、石清水の社務田中要清(寛永十四年生)の諡号である。田中敬清の実子で母は善法寺舜清の女、童名を久米松丸と称し、慶安二年(一六四九)に十三歳で得度した。「男山考古録」⁸⁾によると要清は、幼少期に尾張藩の徳川光友のもとで成長し、後に八幡に帰り、放生会・初卯御神楽を始め、御国忌などの仏神事を再興し、護国寺仮堂や高坊・神宮寺内の弁財天など要清が再建した堂舎は数多くあるという。要清は、延宝三年(一六七五)検校に補され、社務当職に就任し、文明十八年(一四八六)以来断絶していたという放生会を延宝七年に旧に復して再興し、以後毎年の恒例神事とした。没年は記録がないが、元禄十二年(一六九九)に武末霊社と追号されたので、この頃逝去したのであろう。田中家邸内には、尾張徳川家の援助を得て、神祇殿の西のかたわらの小社・武末霊社が建てられ、毎年九月六日を祭日としていた。要清は、神祇管領に従い奥秘の諸伝・神事を受得し、公武の安全、万民の豊楽の祈禱を懈怠なく勤めていた。大霊社の後は、宗源・火祭の両祭は絶えて行われず、故に五世の孫である養清が、三壇妙行の全備を念願し、今年季春(三月)十一日より孟夏(四月)晦日まで、俗官森元信良と鏡澄禰宜の森元直正の両名を率いて神楽岡(吉田山)の吉田家に留まり、神祇管領従二位吉田良俱(一七三九〜一七九六)に謁して三壇妙行一時の相伝を得たという。祭主である養清は天明二年(一七八二)三十三歳で権僧正に叙され、寛政三年(一七九二)の今年九月五日に祭主として森元両名を両脇に着座させ、

斎夜に火祭を行い、早朝に宗源妙行を勤め、翌朝に陰陽行儀を執行し、尊神に手向けるのがこの祝詞であるという。

社務とは、童形参内し、青蓮院や梶井宮・聖護院などの法親王を師主として得度し、法橋・法眼・法印、権別当に始まり僧都・僧正と僧位僧官を年縶にそって高めつつ、妻帯して嗣子をなし田中・善法寺・新善法寺の各家を継承する。⁹⁾放生会図録や放生会絵巻など近世の図像には、勅許された袈袋を身にまとい僧侶として放生会の祭列に加わる姿が描かれている。公儀に対する神領統治者として社務の働きはすでに知られているが、本文書における社務田中家は、石清水八幡宮寺の仏事を総べる地位にありながら、吉田家から神道伝授を受け、私邸に祖先の神霊をまつる神道祭主としての一面を持っていた。

24号文書は文化九年（一八一二）本殿修復作業に着手する手斧始の儀式で読上げる祭文である。石清水八幡宮に専属する宮大工長濱尚次が若千十六歳で大工としての祭式を執り行った。尚次は早くに父直次を失い、母の実家で養育され、大工棟梁としての祭文作成や祭儀の次第等は親交のあった森本信徳から手解きを受けている。¹¹⁾文化十三年護国寺再建時の手斧始の祭儀でも長濱から依頼され、大宮の修復祝詞に加筆したものを信徳が贈呈している（44号文書）。終生師弟・親子の關係に等しい交流があり、その深い親交を示す文書である。

森本家旧蔵文書には、安永七年・文化元年・安政六年の三通の「宮寺政所下文」が伝わる。安政六年の9号文書を次に掲出する。

宮寺政所下

六位

可早依例勤仕来月二日正遷宮

六位役之事

右件神役任大会例可參勤

之状如件定日有限取不可遲怠

故下

安政六年二月十六日

檢核准法務權僧正（花押）

安政六年本宮修復が完成し、神体移座にあたって三月二日の正遷宮への奉仕を六位禰宜に命ずるものである。京田辺市松井の石清水八幡宮袖幡神人長の松井家には、同様の宮寺政所下文が六通、寛文六年・元禄六年・延享二年・安永七年・文化元年・文化九年が伝わる。¹²⁾いずれも公儀修復に際し、神領全体を統括支配する社務檢校が自ら花押を署して正遷宮の祭日を報せる。宮寺政所下は、石清水八幡宮文書には、大永五年（一五二五）十月遷宮時の写がある。¹³⁾そこには、入寺役・俗別当以下神官神人・山崎鏡澄神人など二十八通の政所下文が書き上げられている。僧俗の別なく遷宮に参列を命じている。政所は、本来公家や武家の家政機関で石清水においては中世では下司職補任・請所の承認・所務相論の裁許等を扱っていた¹⁴⁾ようだが、近世の宮寺政所下文は、宮寺の政務機関としては、社務当職である檢校によつて遷宮出仕命令書であった。

このとき森本家の記録では、¹⁵⁾十六日六位の総代の森本宗禮が帛紗小袖に麻上下を着用して社務当職へ出頭、この下文を頂戴した。これ

までは神官、神官以下神人の位階・身分の高下の順に渡されていたが、この度は着到次第に檢校屋敷の書院において手渡されたことが記されている。政所下文は、神人個別に出されるのではなく、神人の組別にその惣代に手渡されるものであった。

三、四座神人と六位禰宜の職務

神殿祭祀に奉仕する神人には、他姓座・六位座・大禰宜・小禰宜・宮守座・仕丁座などがある。そのうち他姓座・六位座・大禰宜・小禰宜を四座と称した。慶長十一年遷宮に参列した信久の事績から推測すると、六位の役務は、神殿の造営・修復等に際しての大神鎮座の遷宮儀式で、上卿の神幸に太刀を捧げ持ち、公卿の食膳に待して給仕を行い、また神殿においては神饌を供奉し、官幣を奉納する。¹⁶安政六年正月仮宮若宮社¹⁷での御神供の図によると、東御前・中御前・西御前・武内社にそれぞれ神供が献備され、その中央の石段の前で神官が祭祀を行うのであるが、瑞垣の内、神官と神供との間の木階に、左側には六位・小禰宜が、右側に他姓・大禰宜が分かれて着座している。四座神人は、神殿瑞垣内に昇殿して、神饌等を奉献していた。¹⁸慶長五年の指出帳¹⁸には、四座神官の職務が注記されている。そこには、大禰宜は、放生会で神体が御輿に移座した後、戸口を符すという。小禰宜は、放生会の時、御輿飾りを行い、神馬が参つたら、それを受け取る役目である。また小禰宜座は、宮守から御神供を受け取り、六位・他姓座へ渡す役人である。六位・他姓座が瑞垣内にひかえ、手

から手へ御供を伝え渡して神前に献備する伝供を大禰宜・小禰宜が補助する。瑞籬内の神前近くに仕える神職が四座であった。

延宝七年（一六七九）の放生会再興の祭礼次第¹⁹によると、まず神を御輿に遷すために、俗別当紀左京進・神主紀斎・檢知紀宮内の神官三人が、神前で祝詞を微音にて唱え、次に御殿司僧と神官が正殿に入り、鳳輦を寄せて大床に置く。この時に他姓座・六位・大禰宜・小禰宜が奉仕する。²⁰特に他姓・六位は、大床に置かれた鳳輦を覆う幕の内へ入り神体が遷る時に奉仕する重要な役を担っていた。

この再興の祭列の次第には唐櫃・錫杖・如意・御三衣・御香炉・御殿司の後に御幣・御弓・御太刀には小禰宜・大禰宜が供奉する。そして一の鳳輦の後に続く俗別当に六位・他姓座が従い、六位には小禰宜が、他姓座には大禰宜が付き添う。二の御鳳輦の後に神主、三の鳳輦には檢知、三神それぞれに神官が供奉し、そこへ一の鳳輦同様到他姓・六位、大禰宜・小禰宜と神官系の神人が従うのである。享保十年（二七二五）の放生会²¹には、一の鳳輦の後に、御釵を他姓座が捧げ持ち、次に御太刀は六位が、その次に御弓を大禰宜が持つて続く、いずれも五位の衣冠を着して奉仕するとある。嘉永六年の放生会の記録²²では、四座の神人が御幣や御釵・御太刀・御弓などを捧げ持ち行列に参列するだけでなく献花や大床での奉仕に加え、還幸の申の夕刻までの間を、時刻を分担して勤番して、神体を護っていた。

四、神官相続手続き

石清水の放生会に参列する神宝所神人谷村家では十三通の「宮寺符」が伝来し、公文所から神宝所神人職を補任されている。⁽²³⁾ 公文所の職務については後述するが、正・仮遷宮や諸祭儀において山上山下僧俗諸神人を奉行する職務である。公文所から補任をうける神人は、松井村の袖幡神人・駕輿丁神人・御綱曳神人・交野の火長陣衆・銚座神人・宮鍛冶神人・戸津村の団神人などである。

森元信恵は、寛政十一年（一七九九）神符務公文所院秀から八幡宮寺符により安居本頭神人に補任されている（2号文書）。しかし、それに先立ち、天明八年（一七八八）八月十一日、森元右近藤原信恵の、六位禰宜補任は、神官檢知から出される、次のような文書によってなされる（1号文書）。

石清水八幡宮

差定新賀頭役之事

六位

森元右近藤原信恵

右以彼職任先例所令補任如件

天明八年八月十一日

神官檢知大輔紀宿禰（印）

公文所の宮寺符によって神宝所神人の家督相続がなされるとい

「近世石清水八幡宮の所司発給文書にみる神人身分

が、この六位禰宜の新賀差定はどのようにとらえるべきであろうか。目録森本家旧蔵文書の備考欄に記すように、包紙には歴代当主が十三、四才で初めて六位に補任されたことが注記されている。石清水神領においては、神官職は、俗別当、神主、檢知、いずれも紀氏を名乗る三家がそれぞれ朱印地二十石、十九石、二十石を給され叙位任官して神事にあたっていた。⁽²⁴⁾ 石清水の仏事にあたる別当に対して、神事を統括する俗別当、それを補佐する神主、その次に檢知が控える。先に述べたように六位禰宜は、これら神官に従い、神前神供を執り行う神人である。檢知からだされる新賀頭役差定により、六位禰宜職を相続補任されると考えるのである。差定は本来仏事の配役を差し定め、各人に通知して承認を求めるもので、その年の勤仕を命ずる安居頭役差定に対して、新賀差定により終世神職神人身分の証となる。

「宮寺補任記」⁽²⁵⁾には、応永三十三年（一四二六）・永享九年（一四三七）・長祿二年（一四五八）・永正十二年（一五一五）・慶長十一年（一六〇六）に他姓座宛の新賀差定の写しがあり、近世においても他姓座も同様に新賀頭役差定によって補任されると推定できる。とすると四座神人のうちの大禰宜・小禰宜もおそらく同様に檢知による補任がなされると考えてよさそうであるが、今それを明らかにする史料を持ち得ていない。

そこで、神前に献備する御供を供御所において調進し、それを小禰宜に手渡す職務の宮守神人に伝来する文書から補任状二通を次に記す。

石清水八幡宮寺

差定宮守職分之事

宮守座

伴中書英金

右以彼職任先例所令補任如件

享保六年九月二十三日

神官檢知大夫行土佐守紀季豊（印）（花押）

石清水八幡宮寺

差定宮守二行事大夫職之事

宮守座二行事

伴中書英金

右以彼職任先例所令補任如件

享保六年十月十四日

神官檢知大夫行土佐守紀季豊（印）（花押）

神官檢知の紀季豊から享保六年（一七二二）九月に伴英金宛に宮守

職の補任状がだされ、十月十四日、宮守中の二行事に補任されている。

宮守神人宛の補任状を一五九頁の別表「宮守補任目録」にまとめた。

この表から各世代の宮守神人職の相続には、まず宮守拾人の職分に補任され、そのなかで一行事、二行事という戒臈を任じるシステムであったことがわかる。神供を調進し小禰宜に手渡す宮守神人は、神官が主催する神事に従事するゆえに檢知による補任がなされたのである。

う。なお、檢知からは、補任状だけではなく、宝永七年（二七二〇）に石清水神官檢知紀公豊、寛延元年（一七四七）同檢知従五位下紀豊高から、松井村袖幡神人にたいして二度にわたって神拝作法が伝授されている。⁽²⁷⁾

さらに別表をみていくと伴保金には、家職を相続し天保八年（一八三七）二月に初卯の神楽にはじめて奉仕するために宮守職及び二行事に補任され、同時に齋服免許状がだされた。その後天保十三年十二月十一日、公文所から宮寺符により安居頭神人職に補任されている。安居の神事は、宮寺の祠官所司神官から石清水神領内の百姓住民にいたるまで、頭役勤仕を命ぜられ、無双の大栄として頭家の富と神人身分を誇示する祭であった。それには、まず安居頭人たる資格を有する神領居住の神人身分であることが「宮寺符」によって公文所から示されるのである。次に安居頭人補任と共に「小差符」と称される安居頭役の差符が、公文所と兼官兩名から出される。そして「木差符」と称される堂莊嚴宝樹預の差符は、公文所・絵所・兼官の所司三者が連署する。⁽²⁸⁾この三通によって、十二月に行われる安居神事の頭役勤仕の手続きがなされる。こうした文書のシステムは、管見では正保三年まで⁽²⁹⁾廻り、安居神事が慶長五年に再興され、近世石清水の神事として定着した十七世紀前半頃には、公文所発給文書の形が整ったとみられる。この三通においては公文所・絵所は三綱の上座・寺主・都維那のいずれかの僧官であり、宮寺の御正印が押されていることから、安居神事と呼称しながらも、僧官の所司が命ずる仏事系の儀式と捉えることができる。公文所からは、遷宮に際しても宮寺符が出されている。

石清水の神人身分を示す補任状には、諸行事の中でも奉仕する職掌により、また檢知か或は公文所から出されるかによって神仏の分別が明かであった。

五、齋服免許状と神人身分

森本家では、天明八年八月に信恵（1号文書）、文化十四年二月信（3号文書）、文政十一年十二月（4号文書）、文久元年八月（5号文書）で新賀頭役差定により六位に補任されている。文化十四年と文久元年は同時に齋服免許状が出されているが、天明八年と文政十一年は翌年である。神宝所神人谷村家では、補任と齋服免許がほぼ同時に出されるという指摘がある。⁽³⁰⁾これについて考えてみよう。

信徳の補任は文政十一年十二月で、齋服免許は翌年の二月である。信邑・信徳の母は、神原市左衛門の実姉であった。神原家には嗣子がなく、文化十四年に当家を相続していた信徳の兄邑信が文政六年七月に神原市左衛門家を相続した。これより森本家の跡を継ぐために、信徳は文政十年に名を正三郎から若狭と改め六位の仲間入りをして、翌文政十一年十二月十三歳にして新賀差定により六位に補任された。明くる文政十二年二月の初卯の神楽ではじめて祭祀に勤仕する齋服を着用するために免許状が出されたのである。八月の放生会と二月の初卯の御神楽という神事を機会に、当家を相続する世代が補任状によって六位禰宜を受け継ぐのである。祭祀に初めて六位禰宜の齋服を着用する故に同時に齋服の許可が必要となるのである。⁽³¹⁾

ここで文化十四年齋服免許状（13号文書、図版）を次に示す。

六位

森本栖藤原邑信

（花押）

右於

当宮布齊服着用之事

御免許之旨依

長吏仰執達如件

公文所

文化十四年二月

権大僧都紀院秀

兼官

上総介紀意尊

この文書の袖に署された花押は8号文書（図版）の「宮寺政所下文」の檢校准法務前大僧正の花押と等しい。この時の檢校は、善法寺立清で、兼官は、藤木上総介紀意尊であった。石清水の齋服免許状は、宮寺の首席たる長吏・社務檢校の意を奉じて、公文所と兼官が連署して文書を作成し、檢校がそこへ袖判を署す。なお文化十四年と文久元年の免許状には、礼紙が添えられている。

「石清水補任記」にある応永三十四年、宝徳三年の八幡宮寺政所符は、檢校名で従五位下の叙位を任じている。神人の補任と叙位は政所の長の檢校から政所符として出されていた。⁽³²⁾近世では、神領居住の神人

身分は家康朱印状によつて規定され、叙位については、諸社祢宜神主法度にあたらぬ、石清水は広橋家が執奏として直接朝廷へ交渉する道筋をもつのであるが、石清水神人身分を示す齋服については、宮寺の政務機関の長として検校が中世の政所符の系譜をもつ政所下文の形式で出されていた。

文化十四年、補任状と齋服免許状を受け取る時の様子を森本信恵が日記³³⁾に記録している。

文化十四丁丑正月二日

今日倅栖社務中出札進物左之通

当職善法寺殿江

大僧正殿 鳥目式拾疋

法印殿 三本人扇子箱

台

田中殿

権僧正殿へ 鳥目式拾疋

法眼殿へ 三本人扇子箱

台

鳥目者さし候而結名札森本栖と書ス台ナシ

新善法寺殿

法眼殿へ 鳥目式拾疋

藤木兼官へ

片木式本人扇子箱

神官紀近江守へ

同断

右之通り進物差出候事、尤社務中口達之上、鬘斗毘布被下候事、右者予十四才二而出札相勤候天明七丁未九月九日之例之通二取計

之事

二月に補任状と齋服免許状を受け取るため、正月二日早々に社務当職善法寺大僧正立清には、鳥目二十疋を、立清嫡男の法印郢清には三本入りの扇子を進物として台に載せ差し出した。社務家の田中権僧正由清には鳥目二十疋と子息の法眼殿（農清）にも箱入り扇子三本を、同じく社務家新善法寺法眼劭清に、鳥目二十疋を贈り、兼官藤木と神官檢知紀近江守直養にも二本入りの扇子箱を音物としている。これは、日記の著者信恵が天明七年に十四才で出札した例に倣ったという。もうひとりの六位禰宜森本貢方へは仲間入りの挨拶として饗応料の白銀と扇子を持参し、社務家に出札したことを報告した。廿七日善法寺家に赴き、改めて公文所と兼官宛ての齋服免許の願書を提出している。

また檢知紀近江守へも二月の初卯より神役出勤したので、その日までに補任状の交付を願ひ出ているが、願書などの提出はなく、天明八年の信恵の補任状写とこの度補任を願う邑信の名札を差出している。神官の筆頭俗別当に対しては挨拶・願書等提出の記録はない。仏事系神人の補任状をだす公文所へは補任願書を差出し、社務へも赴き願書を出すのに対して略式なのか、俗別当不在等何らか事情があるか不明である。また信魚は、古例の補任状の書き出しは「石清水八幡宮寺」であるが、信恵自身の補任状には「石清水八幡宮」と「寺」の文字がないので、邑信宛でもそれに倣ってほしい旨を申出て承諾されている。

二月五日の初卯の当日、午前十時頃に当職のもとに麻上下を着用し

て何うと、兼官藤木氏から齋服免許状が手渡された。そのお礼として鳥目二十疋に名札をつけて贈呈している。同日信恵は子息の邑信を伴い狩衣に着替え檢知家を訪れると兩人ともに座敷に通され、檢知自ら邑信に補任状が手渡された。檢知へは名札を添えて鳥目百疋を差出した。取次へも二百文とその他に音物を要求されたが、先例はないと断っている。こうした儀礼が終了し、夕方から行われる初卯の神事をはじめて親子で勤仕した。

六位神官身分の補任状と齋服許可を受け取るまでの手続き過程を見できたが、公文所より発給される神宝所神人の補任状³⁴⁾に比して、檢知に対しては挨拶や願書が省かれ、より親しい間柄であるかもしれないが、この時の日記の記述の文言・分量からも薄礼を印象付けられた。仏事を統括する僧侶の頂点にあるだけでなく神領全体を統治する社務に対して、神官の頂点である俗別当家には、家勢の衰えを示す史料がある。慶安五年（一六五二）数年来の借財や高齢により家の存続が危ぶまれていた。清吉を善法寺に召し置き、俗別当一期の後、知行を返納して借財に当て、清吉が俗別当家相続にかなう人物に成長しなかった場合、妹に入り婿をとり相続することを俗別当と縁者源四郎等が連署して時の兼官藤木権右衛門尉に願書を提出している。³⁵⁾

また明和七年（一七七〇）には、不調法により俗別当紀因幡は中追放となり、因幡の妻子は親もとへ返され、朱印状と知行・家屋敷などの跡式は社務の取り計らいとなっていた。俗別当不在であっても神主紀美濃守と檢知紀若狭守兩人にて神事を執り行っていたが、天明四年（一七八四）紀若狭が病死した。以前には神官紀若狭ひとり勤めて

いたが、官幣の進め方について四座中が拒んだため作法遅滞した。そうしたことから、天明五年九月に社務三家から奉行所に新善法寺の弟多喜丸二十歳を俗別当家に取立てる願書が出された。³⁶⁾この後、この願いが聞届けられたか不明である。社務家は、三家が分立し互いに競合しながらも、家の存続を図り、同等の家格同士養子縁組を重ねることができたのに対して、俗別当家は、神官三家の筆頭であるが、戒臘に見合った相続人の欠如により家勢の衰えを示していた。一方六位彌宜の森本家は、社士惣代として神領自治の代表を務めるなど神領内の政治能力をも養いながら、古典研究や神道就学を修め、神官に代わって祝詞作成や神事執行を主導するようになったのではなからうか。

石清水からの正式文書の政所下文、神官補任状、齋服免許状と進めてきた。これら三種の文書はいずれも縮緬皺のある厚手の料紙である。政所下文・齋服免許状は「小鷹檀紙」、新賀頭役差定は「中高紙」で出されることが日記に記されている。³⁷⁾森本家と宮守神人家共にこれら文書の平均寸法は、政所下文が縦三四・三、横四八・四cm、齋服免許状が縦三四・五、横五〇・八cmである。一方森本家の新賀頭役差定は縦四〇・九×横五九・一cm、宮守神人補任状は縦四〇・八、横五六・六cmである。そうすると檢知から出される神人補任状は中高檀紙であったと推定される。近世檀紙が大きさによって分けられ、徳川家康・秀忠・家光の三代の領知朱印状の平均寸法が縦四六・一×横六三・七cmで、いわゆる大高檀紙である。³⁸⁾料紙寸法では三種のうちでは神官補任状が高位の文書と位置付けられる。

六、所司兼官と公文所の職務

補任状と政所下文や齋服免許状など神領内外の石清水神人に宛て発せられる文書は、宮寺組織では所司と称する寺務機関から出される。近世の所司について触れておこう。

所司とは公文所・絵所・判官・御馬所・巡検勾当及び兼官である。⁽³⁹⁾三綱を経た者の中から補せられるというが、近世において、僧官と俗官が相混じり、兼官を除く各職は上野・藤木・片岡・今橋・小笹の五家が代々勤め、絵所藤木・判官片岡・御馬所今橋は、善法寺、田中・新善法寺家の社務三家に属していた。⁽⁴⁰⁾この所司の藤木・片岡・今橋の三家は社務の家政機関の職掌をも兼ね、公家の雑掌のような働きをしていたという。これを一四七頁の「所司整理表」にまとめた。

公文所と絵所は、三綱の上座・寺主・都維那の役名をもつ僧官である。絵所は、近世では会所と書き表されることがある。兼官は、社務当職に就任した社家に属する所司が兼官に就任し、放生会や遷宮などの儀式や支配にかかる神領全体の政務を司り、その役料として五石が宛てられている。たとえば、先に見た文化十四年齋服免許状では、この時の社務当職は善法寺立清で、善法寺家に所属する絵所の藤木家が兼官となる。こうした関係は、社務当職に代わって兼官名で山下住民に出される様々な文書、願書に対する返答書や通達・庄屋宛ての書状などのうち年末詳文書を年代比定する際の指標ともなる。

公文所とは、平安時代以来、公的文書を保管する役所として諸官衛に設置され、院家や摂関家、大社寺にも置かれた。石清水でも天慶二

年（九三九）官宣旨により三綱がはじめて置かれたことをもって公文所の新設としているが、公文所を預かる上野家の初見は、管見の限り「年中用抄」応永十六年（一四〇九）公文所寄人補任にある上野御房である。⁽⁴¹⁾「年中用抄」は、公文所が職務執行の便宜のため応永十六年より永享十三年に至る重要な出来事が書き写されており、室町時代十五世紀初頭には、上野家が代々公文所を継承するようになったと考えられる。「男山考古録」によると、公文所の建物は、旧図には下院の回廊の西に記されていたが、いつの頃か絶え、寛永九年敬清注進に近年転倒したことが記録されているという。一八世紀の絵図に跡地が示されている。⁽⁴²⁾おそらく近世初頭までは公文所寄人が参会する建物が存在していたが、その後は、田中家社務屋敷の東に隣接する上野家の私邸が役宅となったと考えられる。

ここで明治五年、元所司公文所上野清慶が京都府の貫属となり、自家の由緒と公文所の職務を簡潔にまとめている。⁽⁴³⁾

一 勤役男山社所司、三綱上座、春秋両祭年中節会、正仮遷宮諸神事、御幸并將軍御社参之節、奉行職務、山上山下僧俗諸神人之執頭、惣テ御祈祷之節内節着座、天長地久御祈相勤候事
一 頓宮御預り守護仕候事、并二毎年正月疫神祭執行、御祈祷仕候事

一 御正印御祈祷執行、放生会正遷宮之節、御鳳輦御符仕、勅祭之節御神札江御正印奉成候、依之号 神符務公文所候事
一 山上山下僧俗神職之銘々江、御成文差出候事

- 一 御本宮始撰社末社御宝蔵至迄、毎年正月立松飾、并勅祭其外御
規式之節、御注連飾仕候事
- 一 御神宝御蔵御預り并ニ装束出納候事
- 一 安居神事之節、当役之神人江、差符木定補任相渡、当家江出席、
上座役相務候事

正仮遷宮や諸神事、將軍社参などの祭礼・儀式では山上山下僧俗諸
神人すべての職務を統括していた。それ故に宮寺の祭礼奉仕する石清
水神人の身分を証明する補任状を發給していた。檢知から新賀差定に
より六位禰宜職を補任（1・4号文書）されていたとしても、安居神
事では、頭役を勤仕する際は改めて、公文所からの宮寺符により安居
頭神人に補任される（2号文書）のである。そして十二月十一日には、
差符と称し、公文所と達所三名が頭役家に赴き、差符の儀式が行われ
る。おそらく公文所から小差符と木差符の二通を渡し、酒肴や挨拶を
往復し、言祝ぐ謡などを披露する。なお、年未詳ながら、森本家が安
居頭役差定をうけた際、この差符の儀式での役割の分担者名を記した
ものが10号文書ではなからうか。⁴⁴⁾

安居頭役補任・小差符には必ず方形の朱印が押されている。御正印
である。御正印は、八幡神を宇佐から勧請した行教が自ら鑄造し、行
教自身の御身体と同体とされ、祭列にはこの正印を納めた御正印唐櫃
が参列する。この印を管理し、御正印祈祷を執行し、將軍家や尾張徳
川家などへ献上する神札に御正印を捺印する。この役職によって、神
符務公文所と称し、頓宮殿を預かる公文所が厨子に納めて保管してい

た。⁴⁵⁾ 近世でよく目にするほとんどの宮寺符には、一通にこの御正印
が一顆押されるが、古例の宮寺符には多くの印が押されている。これ
を年代順に「宮寺符・差定 御正印数整理表」一六〇頁にまとめた。
天正十年神宝所神人谷村新介宛て差定には二十八、慶長十一年能村九
兵衛宛宮寺符には十六と本文の全面に多数の印が押されている。天正
期までは、公文所寄人が連署し、中世の宮寺符の押印の仕方を踏襲し
ているが、寛永・正保頃には次第に正印の数を五〜八と減じている。⁴⁶⁾
寛文五年以降の宮寺符は、印が一顆になり、書出しの「宮寺符」のほ
ほ同じ位置に押印されるようになる（一六一頁図版参照）。この時期
の事情を現存史料からは知ることができないが、近世の宮寺符の文書
様式がこの頃に成立したと考えてよさそうである。

また公文所は、神宝の御蔵を管理し、祭儀に参列する神人等の装束
の出納を行っていた。こうした職務から、参勤の日時、袖幡神人や綱
曳神人などのように多くの神人を従える長に対して組下の神人の名前
を事前連絡するように命じ、装束の受渡し及び祭礼終了後の装束の返
納の日時など、公文所と兼官両署名による折紙形式の「成文（なりぶ
み）」によって神人に下達されている。成文は、石清水から神人へ祭
礼の準備段階に合わせた個別の事務連絡文書である。

公文所は、本社・撰末社や宝蔵にいたるまでの諸施設には、正月や
勅祭・その他儀礼に際し、立松や注連繩飾りを行う。また公文所は、
頓宮殿を管理することから、そこで行われる毎年正月の疫神祭の祈祷
等を執行する。この疫神祭はその年の災厄を祓うとして、とくに四十
二歳、三十五歳の厄年にある者は、三か年の厄年参りとして庶民の信

仰を集めていた。⁽⁴⁸⁾「法会」とも称し、厄除大祭として引き継がれ、現在も正月と同様に多くの参拝者が訪れる。公文所は、仏教儀礼だけでなく、衆庶の民間信仰にも携わり、神領内だけでなく他領の神人とも接触する機会が多い所司の中でも重要な地位にあった。

おわりに

近世石清水八幡宮に奉仕した神人の旧家には、補任状などの神人身分を示す文書が大切に伝えられている。森本家の文書を中心に石清水八幡宮から出される文書の指出人、文書形式などから、八幡宮の政務機関所司の組織を明らかにした。

祭礼に奉仕する者は、日常的には、百姓町人身分の者には、他者との相違を示す機会であった。村社会で同等の百姓身分であっても、祭礼では長職神人にとって、組下神人を配下に位置づけられるハレの時であった。社士などの神領自治を担う侍層にとっては、指導的役割と齋服による神人の地位を示す時でもあった。こうした各階層の神人にとっては、公文所や神官検知からだされる補任状がその身分の証であった。

神領内では、徳川家康以来の領知朱印状は、独自の経済基盤と社会構造を示すものであるが、そこへ補任状による儀式による神仏の身分的分別機能が加わったことになる。

徳川家綱政権、寛文期には、幕府の政治機構も整い幕藩体制の安定期に入っていた。寛文印知に見られるように全国の大名家・寺社に寛文

朱印改めを行い、朱印状発給の大幅な再編をおこない、土地支配権の確立をみた。石清水でも寛文印知以降神人個別・寺庵ごとに出されていたものが、組ごとに一括で朱印状が出され、神領内に出される朱印状の数は家康の三百六十通から以後三十三通となり、文言も統一され、領知朱印状の書式がほぼ確立する。全国の神社に対しては領知の安堵と引き換えに諸社祢宜法度により一元的な統制を行うなかで、石清水八幡宮のような大社は、神祇管領吉田家の配下に組み込まれない、宮寺独自の地位を維持していた。しかし、こうした近世の統一的な流れの中にあつて、実務を行う所司は、中世以来の石清水の権威を文書形式に継承しつつ、寛文期を画期として、宮寺符などの書式や発給手続きに近世的な形式を整えていた。

(二〇一五年九月三十日受理)

(たけなか ゆりよ 文学部歴史学科 特任講師)

所司整理表

所司役職	僧俗の別	姓	家名	所属社務
公文所	僧官	紀氏	上野	-
絵所	僧官	紀氏	藤木	善法寺
判官	俗官	源氏	片岡	田中
御馬所	俗官	源氏	今橋	新善法寺
巡検勾当	僧官、 後俗官か	不明	小笹（絶家） （片岡・花井）	-

【注】

(1) 千種正裕氏蔵「森本家日記」、同家の記録は、六位神官としての記録にとどまらず、神領内外の様々な事件に対して森町内や神領住民の様子を描き、神領自治を担う社士日記としてその内容が多岐にわたる。

(2) 森本信富『森本史』巻壹、大正二年八月、私家版、森本信富（ノブアツ）は安政六年四月、田中町三田村家の別邸に生まれ、幼

名養次郎、中務と称し森本家の養子となる。明治十七年頃森本家に伝わる記録類を整理し、歴代の事績を著した。明治初期の森本家由緒書等とは若干の齟齬がある。

(3) 六位安居本頭神人知行分、(石清水八幡宮『石清水八幡宮史』第六輯、八七五頁、一九九五年、続群書類従完成会)、
(4) 『大日本古文書』家分け文書四石清水之六、七〇四頁、七五、森元信秀起請文

(5) 前掲(1)、神原市左衛門家相統は、文政六年五月「神原一左衛門帰郷家督相統一件」を森本信富が記録する。

(6) 前掲(1)
(7) 文禄三年志水小八郎忠宗は、吉田家より神道裁許状をうけている(井上智勝『近世の神社と朝廷権威』五四頁)、また宮守神人伴与九郎は寛永一八年から正保三年の数度にわたって六人部玄昌より唯一神道伝授を受けている(個人蔵「宮守神人家文書」)。

(8) 長濱尚次「男山考古録」(『石清水八幡宮史料叢書』一)

(9) 石清水八幡宮『石清水八幡宮史』首巻、石清水祠官家系図

(10) 「細見男山放生会図録」文政三年刊(『日本庶民生活史料集成』第二十二巻 祭礼 一九七九年、三一書房所収)、「石清水八幡宮放生会絵巻」交野市教育委員会『石清水八幡宮放生会調査報告書』二〇一〇年、石清水八幡宮蔵、「石清水祭神幸之図」櫃之部一七ほか

(11) 拙稿「石清水八幡宮の宮大工」(八幡市教育委員会・石清水八

- (12) 幡宮『石清水八幡宮諸建造物群調査報告書』(本文、二〇〇七年)
- (12) 神奈川大学日本常民文化研究所『神奈川大学日本常民文化研究所調査資料目録 松井幸信家文書目録』二〇一〇年
- (13) 前掲(4)、一九九頁、二六〇「石清水八幡宮寺政所下文帳」
- (14) 伊藤清郎「中世前期における石清水八幡宮の権力と機構」(『中世日本の国家と寺社』二〇〇〇年、高志書院)
- (15) 前掲(1)、安政六年二月
- (16) 前掲(2)
- (17) 前掲(1)、安政六年正月元旦《参考史料1》
- (18) 前掲(3)、慶長五年「神人知行高帳」
- (19) 延宝七年八月十五日「放生会の次第」(石清水八幡宮『石清水八幡宮史』第三輯、一九九四年、続群書類従完成会)
- (20) 個人蔵、享保十年「放生会私之記」(宮守神人家文書)
- (21) 前掲(20)
- (22) 前掲(1)、嘉永六年《参考史料2》
- (23) 東昇「近世石清水八幡宮の神人文書と文書認識」(国文学研究資料館編『アーカイブズの構造認識と編成記述』二〇一四年、思文閣出版所収)
- (24) 前掲(9)、ほかに田中君於「石清水八幡宮寺組織図」(『文化燦燦』第二号「男山四十八坊」、一九九九年、石清水崇敬会所収)、天明七年「八幡末社御朱印高之覚」(前掲9、第六章資料編所収)ほか
- (25) 石清水八幡宮『石清水八幡宮史』第四輯、「宮寺補任記」七二一頁、「応永三十三年十二月十五日、他姓座弥五郎宛」「永享九年十二月十九日他姓淀小中村大夫子藤原宛」「長祿二年十月十三日、他姓淀小中村大夫子藤原宛」「永正十二年六月十六日、淀小中村子他姓藤原新七宛」「慶長十一年二月廿八日、淀小中村子他姓藤原新七宛」いずれも檢知から新賀頭役差定が出されている。
- (26) 個人蔵「宮守神人家文書」。拙稿「近世石清水八幡宮の石高―新出史料「八幡宮筆記」を中心に―」(京都府立総合資料館紀要第三六号二〇〇八年所収)
- (27) 前掲(12)、五二頁文書番号1―26―0―1―26―3、七七頁翻刻一四
- (28) 鍛代敏雄「中近世移行期の石清水八幡宮寺と幕府・將軍―安居神事をめぐる政治交渉―」(『戦国史研究』六一、二〇一一年)、天文一三年安居頭差符には、六本の宝樹を山下から曳き揚げ社頭に立てる任務の宝樹預に差定されるが、近世では、松の宝樹一本となり、堂莊嚴宝樹預か大堂供宝樹預として差定される。
- (29) 前掲(23)、表2「谷村家の補任状」三三三頁。小差符・木差符の呼称は京都府立大学文学部歴史学科二〇一三年三月「谷村家文書調査中間報告文書目録」の包紙上書きによる。
- (30) 前掲(23)、三三五頁
- (31) 斎服免許については「安居諸事記」(石清水八幡宮蔵)に元禄十二年能村半左衛門仲定、安居頭役勤仕の時より社務善法寺央

清の仰せにより、郷役人中へ公文所の状を以て、これ以後齋服着用となったとある。管見の限り安居頭役差定と共に出された齋服免許状はない。安居頭役には、個別に齋服免許状を出さないのか文書散逸によるものかは不明である。

- (32) 前掲(25)、七二二頁
- (33) 前掲(1)、文化十四年
- (34) 前掲(23)
- (35) 前掲(4)、四一一頁、三〇一慶安五年四月廿三日「俗別当等連署願書」
- (36) 天明五年九月俗別当家御取立願書等(『大日本古文書』家分け第四石清水文書之四、一四五―一四五三、二八二―二八七頁)
- (37) 前掲(1)
- (38) 谷村家文書「徳川將軍領知朱印状一覽」(拙稿『八幡菖蒲草と石清水神人』)及び京都府立大学文学「谷村家文書中間報告」より作成
- (39) 前掲(23)、及び前掲(14)四三頁、
- (40) 名古屋蓬左文庫蔵「城州八幡愚問抄」
- (41) 前掲(25)、六二八頁
- (42) 前掲(8)、公文所三三七頁。中井家文書「石清水八幡宮全図」に「公文所旧跡」が絵図中に記されている。(京都府立総合資料館蔵、京の記憶ライブラリー、江戸時代の京都の風景
<http://kyoto-shiryokan.jp/kyoto-memory/detail.php?id=K011101&page=3>)

- (43) 石清水八幡宮蔵、明治五年「歴代田緒書」(『石清水八幡宮文書縦之部一二、通番五九四』)
- (44) 「安居頭屋台所諸事覚」(日本祭祀行事集成刊行会編『日本祭祀行事集成』第八卷、一九八三年、平凡社)。九月十五日次の頭役を決める差符の儀式とは別である。

- (45) 前掲(8)
- (46) 整理表は、前掲(29)谷村家文書目録・松井家文書および、報告者が個別に行った他在神人調査などから作成した。中世の例では、保安元年勝清上座補任や建久十年宮寺符(『石清水八幡宮史』第四輯図版)には「八幡寺印」の方印が全面にある。近世の御正印の印文は不明である。この御正印の使用開始時期は不明だが、管見の限り最古例は、天正元年である。
- (47) 前掲(12)
- (48) 拙稿「嶋村家神札・護符等の版木と青山祭壇図」(京都府立大学文化遺産叢書第三集、一三四頁)

嵯峨井建氏には貴重な史料の提供をいただき、また石清水八幡宮西中道氏・柏原八幡神社千種正裕氏その他お名前を上げられなかった多くの方々からご協力をたまわった。末筆ながら心より謝意を表す。

翻刻史料

(印)(花押)

【森本家旧藏文書2号】

八幡宮寺符

(正印)

可以早森元中務藤原信惠

補任安居本頭神人職事

右以旧例之旨令補任処如件

寛政十一年十二月十一日

神符務

公文所法眼

院秀(花押)

【森本家旧藏文書3号】

石清水八幡宮

差定新賀頭役之事

六位

森本栖藤原邑信

右以彼職任先例所令補任如件

文化十四年二月

神官

檢知正四位下近江守紀直養

【森本家旧藏文書4号】

石清水八幡宮寺

差定新賀頭役之事

六位座

森元若狭藤原信徳

右以彼職任先例所令補任如件

文政十一年十二月 (印)(花押)

神官檢知

正四位下近江守紀直養

【森本家旧藏文書5号】

石清水八幡宮寺

差定新賀頭役之事

藤原姓森本信之助信禮

右以彼人任先例令補任所如件

文久元年八月

神官檢知正四位下筑前守紀朝臣豊興(花押)

【森本家旧蔵文書6号】

八幡宮寺公文所
(正印)

差定十二月吉日安居頭役之事

山路郷住人森之町六位

神人 森本内蔵助藤原信徳

右当 宮安居者 朝家第一之御祈

宮寺無双之大宮也、因茲始自宮 寺祠官

所司神官神人等至于神領預所庄官百姓

住民令勤仕、此頭者例也、仍守巡役所差定

存其旨可令勤仕之状依 長吏仰所

差定如件

神符務

上座公文所権大僧都法印
于時兼官

安政四年十二月吉日 紀院芳 (花押)

会所従五位上土佐守

紀徳尊 (花押)

兼官都維那権大僧都法印

【森本家旧蔵文書7号】

宮寺政所下

六位

可早依例勤仕八月一日正遷宮

六位役之事

右件神役任大会例可參勤

之状如件、定日有限敢不可遲怠

故下

安永七年閏七月廿二日

檢校准法務権大僧都法印 (花押) (善法寺立清)

【森本家旧蔵文書8号】

宮寺政所下

六位

可早依例勤仕十二月十七日正遷宮

六位役之事

右件神役任大会例可參勤

之状如件定日有限敢不可遲怠

故下

文化元年十二月十二日

檢校准法務前大僧正 (花押) (善法寺立清)

【森本家旧蔵文書10号】

差苻御役附

一御取次

神原主税殿

能村宮内殿

能村豊若殿

神原大輔殿

一三方

能村宮内殿

一引へき

神原大輔殿

一挑子

神原大輔殿

一提子

能村豊若殿

一御肴

神原相模殿

小川伊予殿

柏村左兵衛殿

谷村政之進殿

一御挨拶

能村彈正殿

片岡宇右衛門殿

片岡九郎兵衛殿

谷村勘ヶ由殿

片岡大膳殿

一御謡

林 周藏殿

橋本駿河殿

柏村左門殿

一御取次

能村主計殿

森元 貢殿

千秋万歳楽

森元右近藤原信恵

右於

当宮布齋服着用事

御免許之旨因

長吏仰執達如件

法橋紀院秀

奉

寛政元酉八月

常陸介源安之

奉

【森本家旧蔵文書14号】

六位

森本若狭藤原信徳

(花押) (山中由清)

右於

当宮布齋服(マツ)着用之事

御免許之旨依

長吏仰執達如件

權大僧都紀院秀

奉

文政十二年二月

肥後守源明俊

奉

【森本家旧蔵文書12号】

(花押) (新善法寺周清)

【森本家旧蔵文書15号】

六位

森本信之助藤原信禮

(花押) (田中昇造)

右於

当宮布正齋服着用之事

御免許之旨依

長吏仰執達如件

公文所 奉
權大僧都紀院房

文久元年八月

兼官 奉
阿波守源愛俊

【森本家旧蔵文書17号】

鳴弦之口夫

夫レ鳴弦修行ハ一切穢惡ヲ去リ齋シ本末ヲ断テ太手纏ヲ

執リ懸ケ左ニ弓ヲ執リ矢ヲ右ニ持テ寛座ス

觀日

日神 大日靈貴 月神 月弓尊

天覆地載帝道唯一

次左ノ足ヨリ立テ 左右左右左右左右ト七足踏ミ又 有左ト乙ニ二足踏テ立テ

鳴弦スル事九声

呪日

甲弓山鬼神 每座九反

足姫尊 每座一反

八方ヲ順ニ旋リ鳴弦ス各九声終ゴトニ得射鳥ト心上ニ活心ニテ觀シ退
出凡鳴弦ニハ白木ノ弓ニ神通鏑矢ヲトリ副ヘテ修行ス鳴弦ノ時ハ矢ヲ
弦ニカケズ右ノ手ニ執持テ勤ム鳴弦九声ノ中ニ矢ヲ落ス事ヲ忌ム慎而
莫怠矣

右鳴弦口夫ハ弓道之虫為奥儀今度森元信良依懇望難默止令
相伝之畢

于時明和九辰年四月十五日

花山院皇子清仁親王二十三伝正脈神祇伯門葉

小河玄番大神尚敬(印)

【森本家旧蔵文書24号】

掛卷 毛幾畏御神 乃御名於

玉女神 止称辞竟奉 利御饌

御幣 於利捧奉

石清水皇大神 乃大宮修復奉 留

手斧初 於文化九年八月廿日 止定

底行奉 留此由於平介久安 介久聞

食給 底大宮修復 乃御事速 仁

成就 天其業 仁奉仕衆人 毛故障

無 久大宮昌榮御座 天万 乃春秋

毛天下静謐 仁夜守 利日守 利仁

護幸給 患止宮工匠司長濱尚次謹 美

謹惶惶美礼美毛白礼美毛壽

【森本家旧藏文書25号】

御本宮及武内清祓大殿祭儀

一縁四間曳注進建忌賢木

一設神坐于殿内

設幣七本五本宮殿之料
二本御門之料

一設柳筥二合盛玉以糸貫之切麻散米納土器一合置殿

中央一合置便所

一敷神主及四座之人座宮中

神主座在外陣向北四座各分者大床東西向北

座皆用葉薦座前各置祓机一脚載大麻并

切木綿散米人形解繩盛折櫃

剋

先令李修清(殿方)于内殿

神主他姓六位大祢宜小祢宜各進自南門着大床

座行清祓中臣三坐

次神主執玉懸殿之四隅

次神主執幣安殿之中央而再拜四座之人亦各

執幣安殿之四隅而再拜

次四座之散米及切麻于四隅

次神主四座之人供神饌神酒于中央及四隅宮寺
後送

畢而各間還着本座

次神主宣祝詞再拜前後拍手之時四座之人応之
次降殿中

北門宮守裝束神座于南門令駢使設座

于南門外

神主座中央向北四座各分着東西祓具

同上

次各出自西腋門着南門之座終祓中臣
一座

次神主執玉懸御門左右之柱而復座

次他姓六位各執幣建御門左右再拜而復座

次大祢宜小祢宜散米及切麻于御門左右獻神饌

神酒而復座

北門宮守獻神饌神酒于東門

次神主宣祝詞再拜前後拍手之時四座三人応之

次各還本殿之座撤殿内神供幣帛而唱宝壽

次撤御門神供幣帛畢各退出

右

(別紙挾込)

「右之祭儀尙通当職江神主被差出候者也と

旧記二相見へ申候

四座出勤人

他姓 河原崎求馬

六位 森元右膳

大祢宜 森村内記

【森本家旧藏文書26号】

六位

一 正遷宮之節、御仮殿^二而六位使例之通檢校之

御前^江參了伺、夫^江檢校之命を請、上卿^江奉成

遷御之由可申事

但神官祝詞之次^二候事

一 御本宮^二而者奉成 遷御之節、忝度^者神官祝詞

之次^并奉成 遷御之上、又右同様可致相動候事

未二月

【森本家旧藏文書29号】

掛^久畏^幾

三 所皇大神^乃 広前^仁 俗別当從五位下河内守紀朝臣^{清範}

恐^美懼^礼申^白 白^久 今年臨時祭御再興^乃 今日^乃 午

日^子 撰定^給比^比使^比 舞人陪從召人諸司等^乎 差遣^給比^比

都御幣官命等^乎 奉^利 御馬^乎 令牽東遊神宴走馬

等^乎 令齋整令繼持^天 令奉出給^布 事^乃 由^波 往昔^天

慶五年天下平安^仁 鎮護^利 給^布 報賽^乃 例^乎 以自天祿二年

每例^乃 事^仁 成^仁 心^仁 頃^奴 廢^絶 仁^及 比^之 今

聖代^乃 時^仁 当^利 絶^多 留^留 繼^多 廢^多 乎^留 拳^古 鳩^嶺 乃^古 風^仁

復^留 事^事 豈不神威之榮耀乎^誠 文武和合^乃 道

神^乃 冥助人^乃 敬礼^仁 依^利 故^仁 其^乃 幽明^乃 源^乎 仰^幾 万

歲^乃 始^乎 言^利 寿^利 奉^利 惣^利 官^利 祠^利 官^利 神^利 人^利 等^利 恭^利 瑞^利 籬^乃 祭

庭^仁 從^比 神^仁 饌^仁 清^仁 酒^乎 献^利 造^乎 花^乎 備^倍 樂^乎 奏^之 祀^祭

乃^礼 奠^乎 設^久 此^乎 状^乎 聞^食 豆

天皇朝廷宝位無動征夷將軍武運長久天下平安

遠近靜謐五穀豐饒國人安穩^乃 事^乎 夜^乃 守^日 乃^護 仁

守護幸給^倍 止^美 恐^礼 美^美 礼^礼 申^寿

辭^別 白^久 今^乃 日^乃 參^留 集^留 人^乃 等^乃 中^仁 不^思 慮^汚 穢^不 淨

乃^答 崇^有 豆^神 事^乃 障^土 成^良 牟^廣 幾

御慮^乃 隨^仁 見^免 志^聽 容^給 比^比 患^美 憐^美 給^倍 申^寿 事

乃^由 乎^清 清^範 恐^美 懼^礼 敬^白 豆^白 寿

文化十癸酉三月十五日俗別当從五下河内守紀清範

【森本家旧藏文書36号】

(端裏書)

「武末靈社祝詞」

掛^久 畏^幾 武末靈社^乃 珍^乃 広前^尔 五世^乃 孫^權 僧^正 養^清

恐^美 懼^美 申^白 白^寿 恭^惟 我^大 靈^社 在^世 昔^祖 業^乎 受^繼 給

与^利 厚^神 道^尊 尊^信 給^神 祇^管 領^尔 隋^比 奧^秘 乃^諸 傳^并

神^事 乃^祭 儀^悉 受^得 給^遂 尔^三 壇^妙 行^一 時^尔 傳^給 豆^以 來^公 武^及

安全^万 民^乃 豊^樂 且^暮 尔^折 給^天 謹^慎 乃^誠 怠^給 事^無 然^尔

大^靈 社^乃 俊^宗 源^火 祭^乃 両^祭 祭^天 不^行 志^乎 養^清 深^畏 美^再 比^三 壇

乃妙行乎全備為事乎念願天今年季春十一日与利孟夏晦日尔到

俗官森元信良御鏡御力祢宜森元直正二人乎率天神樂岳尔留居天

神祇管領從二位良俱卿尔調、三壇妙行一時尔相伝留事得備是

寔天神地祇乃擁護殊尔波我 大靈社乃冥感尔而神垂冥加乃

所致止肅夜畏敬而中心欣処暫時毛忘事無志加之 大靈社往昔

乃勲功乎思惟波我 皇大神宮乃大会乎初詣久絶与不行志

畏歎給神忠乃至誠乎以公尔申武尔請給与放生乃大会初卯乃

神樂及諸祭儀再行事乎繼興給、爾來停廢乃神職及散在神人

等尔到迄帰昔天本業乎勤事乎得多利是皆吾 大靈社乃大勲尔而

其德沢遠流天今二到迄恩頼乎蒙佐留者莫於是明子年波大靈社石隠給与利

百年乃春秋經留尔到今年九月六日乎以慈父前大僧正止正清

共尔純粹乃誠乎凝志社壇乎禳清女蘋蘩乎供迎行潦乎酌放生乎

亦尊神嗜好給尔隋同志尔勸天和歌乎令詠并詩乎添天弘前尔説上

奉糸竹乃調乎具天神慮乎慰奉、又養清祭主於勤信良直正乎而脇座尔

令在天齋夜尔火祭乎行比当日早日尔宗源妙行乎勤、後朝尔陰陽行儀乎行天

尊神尔手向奉留狀乎平安久聞食天公武安全社頭康榮神民和合当家殷富尔

夜守日護守護幸賜患止恐懼謹美謹美申寸

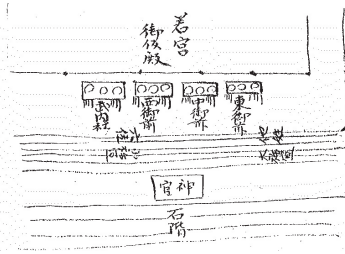
《参考資料1》森本家日記

安政六年正月元旦

一寅上刻行水、登山、箱提灯持甚助

先神宮寺江参拜、高良・神宮寺御相殿中也、下院空座、猪之鼻ハ

石清水若水汲之、護国寺東門ハ参宮、暫休息御供所也、卯上刻御仮殿若宮二而御三所武内社神供献備、宗行・信徳・宗禮出勤、俗別当御三所之奉幣畢而武内社奉幣、引続執行畢而神供撤退散



四座中瑞籬之内
左右庭上二畳四帖
設之着座
板屋根設有之
神子神樂 社務中着座所二而奏之

《参考資料2》森本家日記

嘉永六年八月四日

一当職江出勤書持参候事也

放生大会出勤覚

森本内蔵助信徳

右出勤仕候駿河儀者就服中不参候、以上

嘉永六丑八月四日

森本内蔵助印

上野公文前殿
兼官殿

申子年勤役覚

一御前右御釵

一御鳳輦御太刀

二御前右御釵

二御鳳輦御太刀

右之通御座候、以上

丑八月

六位

森本内蔵助

同 駿河

御弓

奥村主殿

三御前左御釵

三御鳳輦御釵

御太刀

御符役

官幣使 一

河原崎求馬

同 二

森元駿河

同 三

奥村伊予

御神供之時役付

河原崎大炊

七日

駿河儀除服之事先格不相願候へ共御一社中思召を以被仰付候事候間、此度迎も先規之通可被相渡と者存候へとも宜頼有之候段申入置候事

駿河入来、昨日於職亭除服被申付候段早速為吹聴可被越処、少々所勞

二付不能其儀旨仍而今日入来、改り二而申置

四座役付二而不参

御神幸御幣

奥村 伊予

西御前懸盤

一 河原崎求馬
森本内蔵助

二 能村将曹
奥村播磨

一御前左御釵

奥村 伊予

東御前御掛盤

一 小中村大式
森元駿河

二 能村守禮
奥村主殿

一之右御釵 御神供二付供御所江可参

一御鳳輦御太刀

河原崎求馬

造花 奥村伊予

散米 宮守

一 御弓

奥村播磨臨期依服不参
替能村守禮

御鳳輦奉成大床役

軾 奥村伊予

頓宮伺候

二御前左御釵

二御鳳輦御釵

小中村大式

東北

東南

御太刀

森元 駿河

幕上

河原崎大炊
森本内蔵助

介役

「近世石清水八幡宮の所司発給文書にみる神人身分

勤番

自辰上刻巳上刻迄

自巳上刻午上刻

一 河原崎求馬
奥村右京

二 小中村大武
奥村伊予

自午上刻未上刻迄

自未上刻申上刻迄

三 河原崎内藏允
森元駿河

四 森本内藏助
能村将曹

自申上刻御還幸迄

五 奥村播磨
奥村主殿

右役付駿河□□也、予者不参也

宮守神人補任目録

番号	文書名	年月日	西暦	作成者・差出	宛名
1	〔差定写〕(宮守三行事大夫補任)	元和10年3月28日	1624	紀朝臣檢知氏家(花押)	橋本伴お竹
2	〔宮守座四行事太夫職補任状〕	貞享元年4月22日	1684	神官檢知大夫紀宿祿豊親(花押)・(印)	伴氏竹之助光金
3	差定(宮守職分補任)	享保6年9月23日	1721	神官檢知大夫行土佐守紀季豊(花押)・(印)	伴中書英金
4	差定(宮守二行事大夫補任)	享保6年10月14日	1721	神官檢知大夫從五位下行土佐守紀季豊(花押)・(印)	伴姓中書英金
5	差定(宮守職分補任)	元文2年8月9日	1737	神官檢知從五位下土佐守紀豊高(花押)・(印)	伴修理大伴高金
6	差定(宮守二行事大夫職補任)	元文2年8月10日	1737	神官檢知從五位下土佐守紀豊高(花押)・(印)	伴修理大伴高金
7	差定(宮守二行事太夫職補任)	元文5年11月11日	1740	神官檢知從五位下土佐守紀豊高(花押)・(印)	伴齊大伴相金
8	差定(宮守職分補任)	明和4年2月28日	1767	神官檢知從五位下紀豊高(印)	伴千吉大伴金豊
9	差定(宮守二行事大夫職補任)	明和4年2月28日	1767	神官檢知從五位下紀豊高(印)	伴千吉大伴金豊
10	〔齋服免許状〕	安永4年8月14日	1775	公文所法眼院覺・兼官上総介紀尊敬	宮守伴文之丞大伴金豊
11	差定(宮守職分補任)	寛政12年12月	1800	神官檢知(印)	伴左京大伴慎金
12	〔齋服免許状〕	享和元年8月	1801	公文所法眼院紀秀・兼官常陸介源安之	宮守伴左京大伴慎金
13	宮寺政所下(正遷宮宮守役之事)	文化元年12月12日	1804	檢核准法務前大僧正(花押)	宮守
14	宮寺政所下(正遷宮宮守役之事)	文化9年12月10日	1812	檢核准法務前大僧正(花押)	宮守
15	差定(宮守職分補任)	文化9年12月	1812	從四位上近江守紀朝臣直養(花押)・(印)	伴佐内大伴美金
16	〔宮守二行事太夫職補任状〕	文化9年12月	1812	從四位上近江守紀朝臣直養(花押)・(印)	伴左内大伴美金
17	〔齋服免許状〕	文化9年12月	1812	公文所權大僧都紀院秀・兼官上総介紀意尊	宮守伴左内大伴美金
18	差定(宮守職補任)	文政10年8月	1827	正四位下近江守紀朝臣直養(花押)・(印)	伴量平大伴頼金
19	〔宮守行事太夫二行事職補任状〕	文政10年8月	1827	正四位下近江守紀朝臣直養(花押)・(印)	伴量平大伴頼金
20	〔齋服免許状〕	文政10年8月	1827	權大僧都紀院秀・肥後守源明俊	宮守伴量平大伴頼金
21	差定(宮守職補任)	天保8年2月6日	1837	神官檢知從五位上筑前守紀豊興(花押)	宮守座伴主税大伴保金
22	差定(宮守二行事太夫職補任)	天保8年2月6日	1837	神官檢知從五位上筑前守紀豊興(花押)	伴主税大伴保金
23	〔齋服免許状〕	天保8年2月	1837	權大僧都紀院秀	宮守伴主税大伴保金
24	八幡宮寺符(安居頭神人職補任)	天保13年12月11日	1842	神符務公文所權大僧都法印院秀(花押)	伴主税大伴保金
25	差定(安居頭役之事)	天保13年12月	1842	神符務公文所上座權大僧都法印院秀(花押)・兼官都維那權少僧都法眼院芳(花押)	科手郷住人橋本町宮守神人伴主税大伴保金
26	差定(堂莊嚴宝樹預)	天保13年12月15日	1842	公文所上座權大僧都法印院秀(花押)・会所從五位上土佐守徳尊(花押)・兼官都維那權少僧都法眼院芳(花押)	—
28	差定(宮守職補任)	安政4年8月	1857	神官檢知正四位下筑前守紀豊興朝臣(花押)	伴道五郎大伴如金
29	〔齋服免許状〕	安政4年8月	1857	公文所兼官權大僧都紀院芳	宮守伴道五郎大伴如金
30	差定(宮守職補任)	万延元年7月6日	1860	神官檢知正四位下筑前守紀朝臣豊興(花押)	伴逸記大伴若金
31	差定(宮守二行事大夫職補任)	万延元年7月6日	1860	神官檢知正四位下筑前守紀朝臣豊興(花押)	伴逸記大伴若金
32	〔齋服免許状〕	万延元年8月	1860	公文所兼官權大僧都紀院芳	宮守伴逸記大伴若金

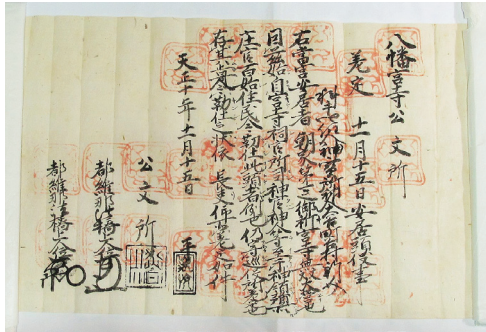
宮寺符・差定 御正印数整理表

	文書名	年号	西暦	差出人	宛所	正印数
1	差定(安居頭役)	天正元年11月吉日	1573	八幡宮寺公文所 権寺主大法師(花押)・都維那法橋上人位(花押)・都維那法橋上人位(花押)・上座法眼和高位(花押)	科手郷住人神宝所神人谷村喜介	27
2	差定(安居頭役)	天正5年11月吉日	1577	八幡宮寺公文所 平(花押)・少別当大法師(花押)・都維那法橋上人位(花押)・都維那法橋上人位(花押)・上座法眼和高位(花押)	科手郷住人神宝所神人谷本九兵衛	31
3	差定(安居頭役)	天正10年11月15日	1582	平(印)・公文所(印)・都維那法橋上人位(花押)・都維那法橋上人位(花押)	科手郷住人神宝所神人大谷町谷村新介	28
4	宮寺符	天正10年12月吉日	1582	神符務公文所(印)	藤原光勝谷村新介	14
5	差定(伝式(戒か)宝樹)	天正10年12月吉日	1582	平(印)・公文所(壺印)・都維那法橋上人位(花押)・都維那法橋上人位(花押)	科手郷住人大谷町谷村新介	—
6	八幡宮寺符	慶長11年12月吉日	1606	公文所法眼院専(花押)	松井郷神幡神人能村九兵衛	16
7	差定	慶長11年12月吉日	1606	公文所法眼和高位(花押)(印)・巡検勾当大法師(花押)(印)	松井九兵衛	24
8	宮寺符	慶長11年12月11日	1606	上座公文所法眼院専(花押)	際目御綱曳神人岡本六右衛門尉大夫	17
9	差定(安居頭役)	元和元年12月吉日	1615	上座公文所法眼和高位(花押)	川口郷御綱引神人甚左衛門尉	28
10	八幡宮寺符	寛永8年12月吉日	1631	公文所上座法眼院玉(花押)	谷村惣右衛門尉藤原宗次	5
11	差定(安居頭役)	寛永8年12月吉日	1631	上座公文所法眼和尚(花押)・兼官都維那大法師(花押)	科手郷住人大西町神宝所神人谷村惣右衛門	22
12	八幡宮寺符	寛永8年12月	1631	公文所上座法眼院玉(花押)	松井郷神役	15
13	八幡宮寺符	寛永8年12月吉日	1631	公文所上座法眼院玉(花押)	藤原十右衛門尉	5
14	宮寺符	寛永11年8月11日	1634	上座公文所法眼院玉(花押)	駕輿丁神人符戸村孝人	8
15	宮寺符	寛永11年8月吉日	1639	上座公文所法眼院玉(花押)	駕輿丁神人城覚左衛門尉	8
16	宮寺符	寛永11年8月吉日	1639	上座公文所法眼院玉(花押)	駕輿丁神人大西長次郎	8
17	宮寺符	寛永11年8月吉日	1639	上座公文所法眼院玉(花押)	駕輿丁神人松崎甚右衛門	13
18	宮寺符	寛永11年8月吉日	1639	上座公文所法眼院玉(花押)	駕輿丁神人小川勝右衛門	13
19	石清水八幡宮寺符	正保3年12月吉日	1646	上座公文所法眼院玉(花押)	神宝所神人谷村重右衛門尉	9
20	差定(堂荘殿宝樹預)	正保3年12月吉日	1646	上座公文所法眼院玉(花押)・絵所藤木法眼□(祐か)高(花押)・兼官法橋(花押)	(神宝所神人谷村重右衛門尉)	—
21	差定(安居頭役)	正保3年12月吉日	1646	上座公文所法眼院玉(花押)・兼官法橋(花押)	科手郷住人大谷町神寶所神人谷村重右衛門尉	23
22	差定(安居頭役)	寛文元年12月12日	1661	上座公文所法眼和高位院康(花押)・兼官法橋上人位□(花押)	川口郷住人綱引神人西川小右衛門	6
23	八幡宮寺符	寛文5年5月15日	1665	神符務公文所法眼院康(花押)	神宝所神人谷村喜助	1
24	八幡宮寺符	寛文5年5月15日	1665	神符務公文所法眼院康(花押)	神宝所神人谷村重右衛門尉	1
25	八幡宮寺符	寛文5年6月15日	1665	神符務公文所法眼院康(花押)	淀納所御鉢八本頭之内老本(木村藤五郎広久)	1
26	八幡宮寺符	寛文5年5月15日	1665	神符務公文所法眼院康(花押)	駕輿丁神人林村城七左衛門	1
27	八幡宮寺符	寛文5年5月15日	1665	神符務公文所法眼院康(花押)	駕輿丁神人西川久右衛門	1
28	八幡宮寺符	寛文5年6月18日	1665	神符務公文所法眼院康(花押)	駕輿丁神人美豆村下司大森十兵衛光次	1
29	石清水八幡宮寺符	延宝6年9月5日	1678	神符務上座公文所法眼院康(花押)	谷村吉左衛門尉藤原正秀	1
30	石清水八幡宮寺符	延宝6年9月5日	1678	神符務上座公文所法眼院康(花押)	谷村利左衛門藤原正儀	1
31	石清水八幡宮寺符	延宝7年12月吉日	1679	「依幼少用印判」上座公文所(印)	谷村重右衛門尉藤原光定	1
32	差定(安居頭役)	延宝7年12月吉日	1679	「依幼少用印判」上座公文所(印)	谷村重右衛門尉藤原光定	8
33	差定(堂荘殿宝樹預)	延宝7年12月15日	1679	「依幼少用印判」上座公文所(印)・絵所藤木法橋上人位慶□(花押)	(谷村重右衛門尉藤原光定)	—
34	差定(安居頭役)	延宝8年12月吉日	1680	上座公文所「依幼少用印判」(印)・兼官法橋豊謙(花押)	科手郷住人大谷町神宝所神人谷村利左衛門藤原正儀	3
35	八幡宮寺符	延宝8年12月11日	1680	「依幼少用印判」上座公文所(印)	谷村利左衛門藤原正儀	1
36	石清水八幡宮寺符	延宝9年9月15日	1681	「依幼少用印判」上座公文所(印)	西川九郎右衛門	1
37	石清水八幡宮寺符	天和2年8月11日	1682	「依幼少用印判」上座公文所(印)	谷村徳左衛門尉光敬	1
38	石清水八幡宮寺符	天和2年8月11日	1682	「依幼少用印判」上座公文所(印)	谷村重右衛門尉光寿	1
39	八幡宮寺符	貞享2年12月11日	1685	上座公文所法眼和高位院敬(花押)	中村甚左衛門	1
40	八幡宮寺符	貞享5年8月13日	1688	公文所院的(花押)	大森十次郎	1

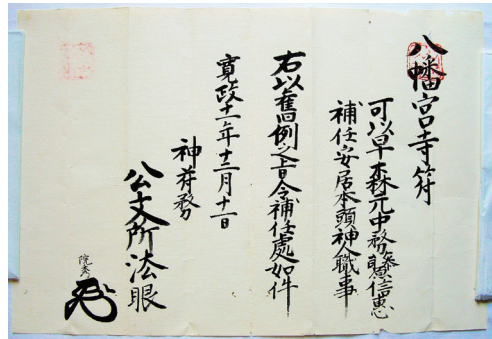
※宮寺符などの文書名にある符・荷の文字は原本とおりとした

写真図版

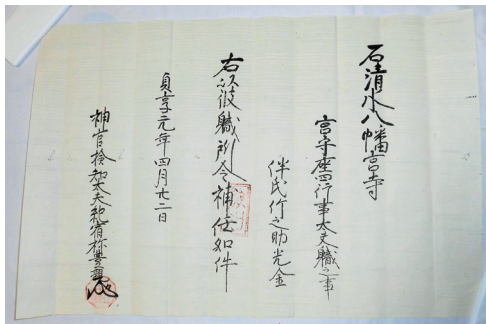
「近世石清水八幡宮の所司発給文書にみる神人身分」



安居頭役差定 天正 10 年（個人蔵）



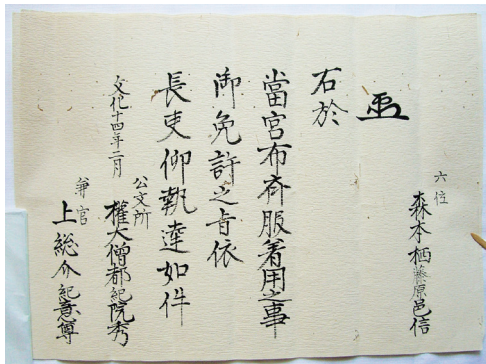
八幡宮寺符 寛政 11 年（2 号文書）



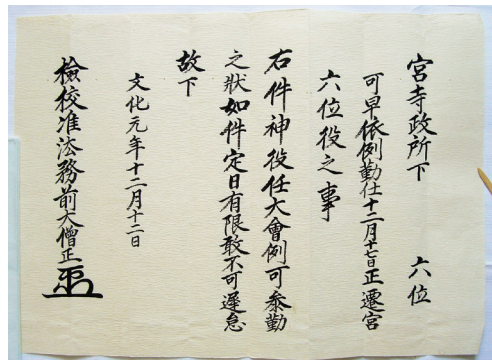
宮守座補任状 貞享元年（個人蔵）



新賀差定 文政 11 年（4 号文書）



齋服免許状 文化 14 年（13 号文書）



宮寺政所下文 文化元年（8 号文書）

森本家旧蔵文書目録

番号	表題	年号	西曆	月	日	差出人・作成者	宛所	形式	頁数	備考	本紙寸法 (cm)
1	差定 (新賀頭役)	天明 8	1788	8	11	神官檢知大輔紀宿祿 (印)	六位森元右近藤原信惠	縦紙	1	包紙上書「補任」, 「天明八年八月十一日 森元信惠後改信魚」	42.5×58.8
2	八幡宮寺符 (安居本頭神人職)	寛政 11	1799	12	11	神符務公文所法眼院秀 (花押)	森元中務藤原信惠	縦紙	1	包紙上書「補任」, 「寛政十一年安居頭補任 中務信魚」	39.6×58.6
3	差定 (新賀頭役)	文化 14	1817	2	-	神官檢知正四位下近江守紀直養 (印) (花押)	六位森本酒藤原邑信	縦紙	1	包紙上書「補任」, 「文化十四年丁丑二月五月初卯 十四歳森本邑信」	36.4×59.8
4	差定 (新賀頭役)	文政 11	1828	12	-	神官檢知正四位下近江守紀朝臣直養 (印) (花押)	六位座森元若狭藤原信徳	縦紙	1	包紙上書「補任」, 「文政十一年子十二月 森本若狭信徳 後内蔵助改入十三才」, 端裏「信徳補任」	39.5×59.7
5	差定 (新賀頭役)	文久元	1861	8	-	神官檢知正四位下筑前守紀朝臣豊興 (印) (花押)	藤原姓森本信之助信禮	縦紙	1	包紙上書「補任」, 「文久元年辛酉子八月十日補任信禮」	45.3×58.2
6	(安居頭役差定)	安政 4	1857	12	吉日	神符務上座公文所権大僧都法印于時兼官紀院芳 (花押)・会所定五位上土佐守紀徳尊 (花押)・兼官都維那権大僧都法印	山路郷住人森之町六位神人森本内蔵助藤原信徳	縦紙	1	包紙上書「小差符」, 本紙裏継目に花押あり。	35.8×78.9
7	宮寺政所下	安永 7	1778	閏 7	22	檢校准法務権大僧都法印 (花押)	六位	縦紙	1	包紙上書「宮寺政所下 六位座中」, 朱書「安永七年閏七月廿二日」, 裏筆「八月一日正遷宮」	40.3×58.8
8	宮寺政所下	文化元	1804	12	12	檢校准法務前大僧正 (花押)	六位	縦紙	1	包紙上書「宮寺政所下 六位座中」, 「文化元子十二月正遷宮下文 十七日正遷宮」	32.8×45.7
9	宮寺政所下	安政 6	1859	2	16	檢校准法務権大僧正 (花押)	六位	縦紙	1	包紙上書「宮寺政所下 六位座中」, 「安政六己未稔二月十六日於相渡来月二日正遷宮」	32.7×46.2
10	差符御役附	-	-	-	-	-	-	継紙	1	差符式次第・役職人名書上	35.5×160.4
11	〔官宣旨写〕 (仮殿遷宮日時宣下仁付)	文化 9	1812	8	25	大史小槻宿禰花押	石清水八幡宮	縦紙	1	端裏「文化九年八月廿五日時定陣写」	35.5×47.1
12	〔斎服免許状〕	寛政元	1789	8	-	法橋紀院秀奉・常陸介源安之奉	森元右近藤原信惠	縦紙	1	本紙袖折あり。包紙上書「森本中務信魚斎服免許状」, 「寛政元閏八月」	45.9×60.8

番号	表題	年号	西暦	月	日	差出人・作成者	宛所	形式	頁数	備考	本紙寸法 (cm)
13	〔斎服免許状〕	文化14	1817	2	-	公文所権大僧都紀院秀・兼官上総介紀意尊	六位森本栖藤原邑信	縦紙	2	本紙袖判あり。札紙あり。包紙上書「免許状」、「文化十四丁丑年二月五日初卯 斎服免許 森元邑信十四歳」	331×45.8
14	〔斎服免許状〕	文政12	1829	2	-	権大僧都紀院秀・肥後守源明後奉	六位森本若狭藤原信徳	縦紙	1	本紙袖判あり。包紙上書「免許状」、 「文政十二年二月 森本若狭信徳」	32.6×58.4
15	〔斎服免許状〕	文久元	1861	8	-	公文所権大僧都紀院房奉・兼官阿波守源愛後奉	六位森本信之助藤原信禮	縦紙	2	本紙袖判あり。札紙あり。包紙上書「免許状」、「文久元辛酉年八月九日信禮」	32.8×46.0
16	〔徳川家綱領知朱印状写〕	寛文5	1665	8	15	(徳川家綱)	六位安居本頭人森元与次郎・森元源左衛門	縦紙	1	八幡宮史6輯875ページ	31.7×44.4
17	鳴弦之口央	明和9	1772	4	15	花山院皇子清仁親王二十 三伝正脈神抵伯門葉小河 玄蕃大神尚敬 (印)	森元信良	縦紙	1	包紙上書「鳴弦之口央」	33.8×45.0
18	一張弓秘訣	安永2	1773	4	1	神抵伯之門人小河玄蕃大 神尚敬 (印)	森元信良	縦紙	1	包紙上書「一張弓口央」	33.8×45.0
19	神体之矢秘訣	安永2	1773	4	15	神抵道管領伯家の正統小 河玄蕃尚敬 (印)	門人森元信良	縦紙	1	包紙上書「神体之矢秘訣」	33.8×45.0
20	黒札之崇秘訣重位	安永2	1773	6	3	清仁親王廿二伝正脈神抵 孝頭伯家師徳源胤胤門葉 小河橋尚敬 (印)	八幡宮社士六位神職森元 信良	縦紙	1	包紙上書「黒札之秘訣」	33.8×45.0
21	神頭鳴鏑之大事	安永3	1774	7	17	伯家門人小河玄蕃橋尚敬 (印)	森元信良	縦紙	1	包紙上書「神頭鳴鏑之大事」	34.1×45.4
22	祝詞	文化7	1810		25	-	-	縦紙	1	端裏書「圓寺極春禰之祝詞」、林四 郎左衛門保広が田中権備正由清の許 可で圓寺の後ろに祠を建立につき。	37.2×58.8
23	祝詞	天明7	1787	2	1	五穂信良謹言	-	縦紙	1	-	31.1×45.5
24	〔大宮修復手斧始祝詞〕	文化9	1812	8	20	長濱尚次謹白	-	縦紙	1	端裏書「文化九甲年八月廿日手斧初 之祝文」	33.4×52.3

番号	表題	年号	西暦	月	日	差出人・作成者	宛所	形式	員数	備考	本紙寸法 (cm)
25	御本宮及武内清祓大段祭儀	-	-	-	-	他姓河原崎求馬・六位森元右膳・大欄豆森村内記・小欄豆奥村主膳	当職	継紙	2	端裏書「御本殿及武内社大段祭儀」。神官四座出勤人から当職へ日記の写しを提出。	27.4×83.2 24.3×19.8
26	(正遷宮役付申付)	安政6	1859	2		-	六位	堅紙	1	端裏書「三、来月二日正遷宮、安政六未年二月廿一日役付、六位」	32.5×32.6
27	(名越祓祝詞)	明治4	1871	6	晦日	-	-	継紙	1	包紙上書「名越祓祝詞数通」	34.8×51.7
28	祝詞	-	-	-	-	-	-	堅紙	1	端裏書「月次榊山祝詞」	20.1×36.2
29	(臨時祭祝詞案)	文化10	1813	3	15	俗別当徒五位下河内守紀清範	-	継紙	1	端裏書「臨時祭祝詞案、俗別当」	32.5×61.2
30	山材祭祝詞	-	-	-	-	-	-	堅紙	1	森寺斎館修理故、山々の木取集めにつき 忠損甚大	28.0×41.4
31	(五穂社祝詞草案)	寛政7	1795	4	28	藤原信惠	-	堅紙	1	端裏書「埴瀬靈神祝詞、年回之□」、嗣子信良33歳に当たり	27.7×39.0
32	祝詞	-	-	-	-	信良	-	堅紙	1	端裏書「埴瀬靈神祝詞、年回之□」、嗣子信良33歳に当たり	33.7×47.1
33	祝詞	-	-	庚申	-	森元信惠	-	継紙	1	端裏書「庚申待祝詞」	32.7×66.4
34	安鎮祭祝詞	-	-	-	-	-	-	堅紙	1	端裏書「安鎮祭祝詞」、八幡森の地に斎館経営につき。	32.7×46.0
35	祝詞	-	-	-	-	-	-	堅紙	1	端裏書「荒神祭祝詞」	32.7×46.1
36	祝詞草坡	(寛政3)	1971	-	-	-	-	堅紙	1	端裏書「武末靈社祝詞」、42号文書の草稿。五世孫権僧正義甫が神紙管領卜部良俱より相伝して祭主を勤める。	32.8×45.0
37	(猿田彦大神祝詞)	庚申	-	-	-	藤原信惠	-	継紙	1	端裏書「猿田彦大神祝詞」	28.0×70.0
38	祝詞	-	-	-	-	藤原信惠	-	切紙	1	後欠か。天皇勅命17箇日折捧	17.9×33.0
39	祝詞	天明2	1782	3	27	五穂信良	-	堅紙	1		30.7×43.2
40	祝詞	-	-	-	-	藤原信良	-	堅紙	1	端裏書「荒神祝詞」	28.0×43.0
41	祝詞	寛政5	1793	4	28	嗣子信惠	-	堅紙	1	端裏書「五穂靈社年回祝詞」	28.5×41.5

番号	表題	年号	西暦	月	日	差出人・作成者	宛所	形式	頁数	備考	本紙寸法(cm)
42	祝詞	寛政3	1791	9	5	権僧正養清	-	縦紙	1	端裏書「寛政三年武末靈社祝詞」、本文朱書きで読み仮名・返り点等を記す。	32.8×44.8
43	祝詞	-	-	-	-	(信良)	-	縦紙	1		34.3×49.0
44	〔護国寺再建手筈始祝詞〕	文化13	1816	4	16	(長濱新吾高次)	-	縦紙	1	大宮修復時祝文に加筆し長濱に贈る	34.2×45.7
45	〔神事随筆渡会延佳掛ほか(写)〕	-	-	-	-	-	-	縦紙	1	三角柏、十月十一日付季忠ヨリ滋野井殿宛て書状写しあり。	27.8×164
46	当宮七社十九所之別宮図	-	-	-	-	草藥 藤信忠謹書	-	縦紙	1	八幡宮撰末社の図に祭神と朱書き◎・○と墨書△を記す。	80.3×27.7
47	〔森寺薬園院造作絵図〕	安永6	1777	6	-	-	-	一紙	1	「安永五年十月十三日祭初、安永六西六月成就」とあり、間取図に朱書きで「堂守部屋・センタツ板」など注記あり。	40.6×28.0
48	〔屋敷間取図〕	-	-	-	-	-	-	一紙	1	森本家屋敷カ	45.6×31.9
49	〔一ノ風堂太刀役付書付〕	安政6	1859	2	21	-	-	一紙	1	一ノ御前右御劍森本内藏助、未月二日正遷宮安政六年二月廿一日役附	32.7×7.7
50	石清水八幡宮本殿平面図	-	-	-	-	-	-	縦紙	1	紙背に「大宮司神紙少副より太刀一腰・馬一定の目録」あり	75.8×31.8
51	包紙カ	-	-	-	-	-	-	一紙	1	上書「補任状、免許状」ほか	46.7×64.0
52	包紙	-	-	-	-	-	-	袋	1	上書「古今宣命并祝詞之案文入」	45.3×14.5